主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人一松弘の上告趣意第一点について

しかしながら無許可輸入と関税の逋脱とは、旧関税法(昭和二九年法律六一号による改正前のもの)は、七六条(無免許輸出入)、七五条(関税逋脱)の関係につき特に七六条四項の規定を設け「前三項ノ規定八第七十四条又八第七十五条二該当スルモノニハ之ヲ適用セズ」とあつて、関税逋脱、禁制品輸入に該当する場合には無免許輸入の規定は適用しないとしていたが、現行法は、この種の規定を削除しているし、また関税法―――条における被害法益は関税法の目的の一つである輸入管理にあり、その罰則は本来秩序罰的性質をもつ形式犯であるのに対し、第一一〇条の法益は関税収入であつて実質犯と解すべきであるから、両者は相排斥するものではなく、一個の所為でこれを犯すときは観念的競合と解すべく、従つて原判断は正当であり所論は理由がない。

同第二点は量刑の非難に過ぎない。また記録を調べても刑訴四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて同四一四条、三八六条一項三号により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三三年一〇月二七日

最高裁判所第二小法廷

重	勝	谷	小	裁判長裁判官
郎	八	田	藤	裁判官
助	大	村	河	裁判官
_	健	野	奥	裁判官